事例No.	2269
公表年度	R4
団体の属性	一般市
団体名	青森県三沢市

事例区分	地域活性化

タグ	・福祉・介護 ・組織改革 ・人材確保・育成

事例種類	障害者支援

事例内容・タイトル

親なき後問題に対する取組

出典

地方自治研究機構：親なき後の暮らしの支援策のあり方に関する調査研究（令和３年度）

＜調査研究事業：親なき後の暮らし支援策のあり方に関する調査研究（令和３年度）＞

〇親なき後の暮らしの支援策のあり方

・親なき後問題に対する取組

取組団体：青森県三沢市

取組内容：近隣市町村の施設と協力し、緊急時の受け入れ、相談等を実施

１．三沢市の概要

人口：38,268 人（令和４年７月末日現在）

職員数（一般行政職）：300 人（令和４年４月１日現在）

総面積：119.87 ㎢

図表１ 三沢市の位置図



出所：三沢市ホームページ

２．取組の背景・目的

月１回開催される、三沢市障害者支援協議会地域生活拠点部会における議論の中で、親なき後に対する課題が挙げられたことが、問題認識のきっかけである。これをもとに、平成 30（2018）年から具体的な取組として、地域生活支援拠点等整備＊が部会の議題として毎回取り上げられることとなった。

＊地域生活支援拠点等整備…障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確

保・養成、⑤地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目指す。

（出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等の整備について」）

３．取組の内容

地域生活支援拠点等の必要機能の一つである「②緊急時の受け入れ・対応」を充足するため、平成 29（2017）年 11 月から、三沢市、十和田市、上北郡（七戸町、東北町、六ヶ所村、野辺地町）の短期入所事業所、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、43 事業所から協力を得ている。受け入れ可能居室数（空き室）状況について、三沢市からこれらの事業所に毎月手紙を送付し、月次報告として FAX で回答を回収している（回答は委託先の法人が取りまとめている）。この確認によって、緊急時はもとより平時から空き室状況の参考としている。

平成 30（2018）年度からは、地域生活支援拠点等整備に係る検討を重ね、在宅で同居家族などが 65 歳以上の約 60 世帯（令和２年１月１日現在）を新規事業の対象と想定し、令和２（2020）年度から各事業を開始した。障害支援区分の認定に時間がかかるなどの理由により、従来はサービスを受けられなかった人も取りこぼすことのないように支援を行っていくこととしている。事業は、⑴地域生活コーディネート事業、⑵24 時間緊急時相談支援、⑶障がい者緊急時ステイ事業の３つで、概要は下記のとおりである。

図表２ 三沢市で実施されている、親なき後問題のための事業

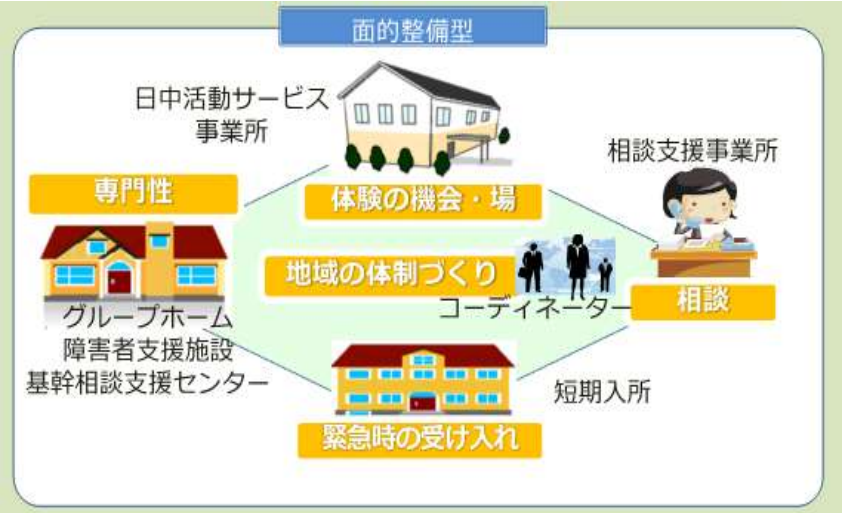
事業名	内容	実績
⑴地域生活コーディネート事業	市内在住の知的障がい、精神障がいの人およびその家族を対象として、障がいのある子供が将来自立して生活することができるよう、コーディネーターが以下のようなサポートを行う。 ・グループホームの体験利用等を通してひとり暮らしの体験の機会を提供 ・郵送による親なき後の生活に必要な情報の提供 ・電話・訪問により、住まいやお金、障がい福祉のサービスの利用等のアドバイス	登録者数：31 人 実績：30 件 （令和２年度）
⑵24 時間緊急時相談支援	市内在住の知的障がい、精神障がいの人およびその家族の不安な気持ちに寄り添い安心して休めるよう、24 時間 365 日電話にて相談を受け付ける。利用料は無料で、事前の登録が必要である。	登録者数：28 人 実績：32 件 （令和２年度）
⑶障がい者緊急時ステイ事業	市内在住の知的障がい、精神障がいの人を対象として、同居する家族の急な入院や遠方での冠婚葬祭等で、障がい者が自宅での生活が難しいときなどに、市委託の社会福祉法人が管理運営する老人福祉施設、若しくは介護福祉施設を宿泊場所として提供する。利用中は、生活支援と衛生管理も行う。利用料は無料で、事前の登録は不要である。	実績：３件 （令和２年度）

地域生活支援拠点等整備における「③体験の機会・場の提供」として、「親なきあとハンドブック」を作成し、障がい福祉サービス利用者の更新の際に、各相談事業所の相談専門員が家族に説明し、グループホームの体験利用を勧めている。また、登録者に対する電話や訪問による定期的な情報提供を行っている。

「④専門的人材の確保・養成」については、相談支援事業所や日中活動系事業所における医療的ケア児および強度行動障害研修修了者の一覧を作成している。今後は、基幹相談支援センターを中心として、さまざまな研修を開催していく予定である。医療的ケア児に関しては、令和４年度からのコーディネーター配置を目指している。

「⑤地域の体制づくり」に関しては、三沢市障害者支援協議会の地域生活支援拠点部会を検討の場として、市内の全障害福祉サービス事業所、七戸養護学校、保健師、市立三沢病院小児科医等のメンバーで、勉強会や事例検討を行い、ネットワーク強化が図られている。

図表 3 地域生活支援拠点の面的整備*のイメージ



出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等の整備について」

*三沢市では、市内３か所の相談支援事業所が中心となった面的整備型を採用している。

なお、「①相談」については、上記の 24 時間緊急時相談支援事業の実施が該当する。

４．成果・課題

親なき後問題に対する取組の成果として、三沢市障害者支援協議会地域生活支援拠点部会における議論がきっかけとなり発展する形で、各事業の実施が実現した点が挙げられる。また、三沢市では、障がいのある人もない人も幸せに暮らせる共生のまちづくりを目指しており、障がいや障がい者を理解するための学びの場、情報発信、交流の場の創出を行っている。

課題については、将来、親なき後に障がい者が自立するための取組として、三沢市では体験利用に係る問題の解決を目指している。特に現在、支給決定を行わず、入所を前提としない通過型のプログラムの検討が進められている。具体的には、グループホームを所有している事業所とどのような形で利用契約を結べば良いか等、地域生活支援拠点部会で議論する内容が検討されている。

【参考】

三沢市 HP「三沢市の概要」
https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/12,1628,53,226,html
厚生労働省 HP「地域生活支援拠点等の整備に向けて　青森県三沢市」
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000588527.pdf
厚生労働省 HP「地域生活支援拠点等の整備について」
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000588972.pdf
三沢市 HP「親なき後問題等に対応した支援をしています（親なき後支援事業）」
https://www.city.misawa.lg.jp/index.cfm/20,36324,110,119,html